

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による診療所の廃止( )
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 保険薬剤師の登録( )
- 臨時種畜検査の実施(畜産課)
- 飼料の試験の結果の概要( )
- 土地改良区の役員就退任(農村整備課)
- 県道の区域の決定(道路課)
- ◇ 公 告 家畜商講習会の開催(畜産課)
- 傍聴をすることができる指名競争入札の執行(管理課)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関

を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人松田医院	倉吉市伊木二〇一六	平成十一年五月一日

### 鳥取県告示第六百三十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
松田医院	倉吉市伊木二〇一六	平成十一年四月三十日

### 鳥取県告示第六百三十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和二十二

年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大槻医院	八頭郡智頭町大字智頭一五二〇一	平成十一年九月十四日
赤ちゃんこどもクリニック しんざわ	米子市西福原一六五四一	平成十一年九月十六日
木村皮膚科クリニック	米子市東福原三丁目八一五八	〃
医療法人恵齒会 米子デンタルクリニック	米子市西福原一六五四一	〃
医療法人社団松本歯科診療所	鳥取市上魚町四九	平成十一年九月十七日
渡部整形外科医院	境港市上道町一九九〇	平成十一年九月二十日
岡空小児科医院	境港市浜ノ町一二七	平成十一年九月二十五日
有限会社徳吉薬局松並店	鳥取市松並町二丁目五〇三二七	平成十一年九月十七日
すみれ薬局	米子市夜見町二九二一	平成十一年九月二十日
池田薬局TOSC千代水店	鳥取市安長二四八一	平成十一年九月二十八日

鳥取県告示第六百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小林 ひとみ	鳥葉二一五二	平成十一年八月三十日
岸田 伊津子	鳥葉二一五三	〃
中村 優子	鳥葉二一五四	〃
仲田 教子	鳥葉二一五五	平成十一年九月九日
山田 真寿美	鳥葉二一五六	平成十一年九月十日
牧野 幸弘	鳥葉二一五七	平成十一年九月十三日

鳥取県告示第六百三十八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第四条第一項第二号の規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号) 第二条第二項の規定により告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成十一年十月二十一日 午前十時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第六百三十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号) 第二十一条第五項の規定に基づき、平成十一年八月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

試験の結果の概要

製造事業者の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験の結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	
神戸市 全国酪農農業協同組合連合会 関西飼料工場	東伯郡東伯町 大字保37 大山乳業農業協同組合	メガローネ90	平成11年8月	31.0	7.3	3.3	7.0	1.37	0.51	11.1	
		ニューラックビー	平成11年7月	13.9	3.0	5.4	5.8	0.80	0.55	13.1	
		全酪新チヤンピオン	平成11年8月	18.5	2.9	4.2	5.9	0.83	0.59	13.1	
		ドライアテンス	平成11年8月	22.6	3.1	2.9	3.9	0.23	0.45	12.5	
		イトーチューアー	平成11年8月	23.7	8.6	0.6	6.1	1.03	0.77	10.1	
		ワルニ印配合飼料	平成11年7月	14.8	3.3	5.7	5.6	0.88	0.52	13.7	
		カーフアレス	平成11年8月	17.0	5.3	1.9	4.7	0.79	0.57	12.2	粗たん白質1.0%不足
		ワルニ印配合飼料	平成11年7月	14.0	3.5	7.4	7.2	1.09	0.77	13.3	
		和生養殖	平成11年7月	83.1							
		和生養殖	平成11年8月								
倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社 本島工場	東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5 東伯郡大東町大字東波1725-5	くみあい標準配合飼料	平成11年7月	17.5	4.5	2.6	12.1	3.43	0.66	12.0	
		くみあい標準配合飼料	平成11年7月								

製造事業者の所在地及び名称	飼料の名称	製造年月	粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)	水分(%)	備考
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社 本島工場	くみあい標準配合飼料	平成11年7月	18.2	4.5	5.0	5.6	0.75	0.49	13.1	
倉敷市 西日本くみあい飼料株式会社 本島工場	くみあい標準配合飼料	平成11年8月	16.8	3.4	3.5	4.8	0.65	0.52	12.4	
神戸市 西日本くみあい飼料株式会社 本島工場	くみあい標準配合飼料	平成11年6月	17.1	4.8	2.7	4.7	0.63	0.57	13.8	

注1 飼料の名称の欄中「(丸)」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 注2 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第六百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 杉原 義人 倉吉市鴨河内二二一〇
- 石賀 貞夫 倉吉市福山二四六
- 松本 岩雄 倉吉市三三四九二
- 幸本 公雄 倉吉市上古川六八三二二四
- 福田 敏光 倉吉市小鴨一三三四一八
- 北村 兼蔵 倉吉市志津九〇一八

- 〃 衣笠 朝雄 倉吉市鴨河内二六一六
- 〃 山崎 正美 東伯郡関金町大字安歩八四三―八
- 〃 大谷 忠正 東伯郡関金町大字堀三二六二―五
- 〃 藤井 収 東伯郡関金町大字松河原一〇六七―九九
- 〃 藤井 喜男 東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七―三四
- 〃 上田 芳信 倉吉市小鴨一三五〇―五九
- 〃 加藤 順一 東伯郡関金町大字泰久寺七六八
- 監事 大田 佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居二一八三―四
- 〃 馬西 明德 倉吉市鴨河内一〇五一―二
- 〃 山本 衛 倉吉市三江二一〇

平成十一年七月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 杉原 義人 倉吉市鴨河内二二一〇
- 〃 石賀 貞夫 倉吉市福山二四六
- 〃 松本 岩雄 倉吉市三江四九二
- 〃 幸本 公雄 倉吉市上古川六八三―二四
- 〃 福田 敏光 倉吉市小鴨一三三四―一八
- 〃 北村 兼蔵 倉吉市志津九〇―一八
- 〃 衣笠 朝雄 倉吉市鴨河内二六一六
- 〃 山崎 正美 東伯郡関金町大字安歩八四三―八
- 〃 大谷 忠正 東伯郡関金町大字堀三二六二―五
- 〃 藤井 収 東伯郡関金町大字松河原一〇六七―九九
- 〃 藤井 喜男 東伯郡関金町大字大鳥居一〇六七―三四
- 〃 上田 芳信 倉吉市小鴨一三五〇―五九
- 〃 加藤 順一 東伯郡関金町大字泰久寺七六八
- 監事 大田 佳孝 東伯郡関金町大字大鳥居二一八三―四

- 〃 馬西 明德 倉吉市鴨河内一〇五一―二
  - 〃 山本 衛 倉吉市三江二一〇
- 平成十一年八月一日就任 任期三年

鳥取県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成十一年十月一日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目三二〇)において一般の縦覧に供する。

平成十一年十月一日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬字鳴崎東九三三― 一地先から同郡用瀬町大字赤波尾崎七 八二―五地先まで	三・六 一・九・〇	一三、一六〇・〇

公 告

家畜苗法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

<p>平成11年10月1日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 開催日時 平成11年11月29日(月)及び同月30日(火)午前9時から午後5時まで</p> <p>2 開催場所 倉吉市東鞆城町2 鳥取県中部総合事務所第6会議室</p> <p>3 講習の科目及び時間 (1) 家畜の取引に関する法令 4時間 (2) 家畜の品種及び特徴 4時間 (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間</p> <p>4 受講手続 (1) 受講申込書の交付 受講申込書は、県内の各地方農林振興局において交付する。 (2) 受講申込方法 所定の受講申込書に写真(受講申込書提出前6月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、縦3.5cm×横2.5cmの大きさのものとする。)及び講習会受講手数料(3,540円)に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付けて、平成11年11月5日(金)までに住所を所轄する地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。</p> <p>5 問い合わせ先 受講手続その他講習会に関する問い合わせは、鳥取県農林水産部畜産課(鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7290)に行うこと。</p> <p>建設工事の指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。この指名競争入札の執行については、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取規則第66号)附則第3項の規定により、傍聴することができる。</p>	<p>平成11年10月1日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 工事名 (1) 一般国道482号橋りょう整備工事(淵見1号橋上部工) (2) 主要地方道鳥取国府岩美線回遊ネットワーク形成工事 (3) 鳥取県立福祉人材研修センター新築工事(機械設備)</p> <p>2 日 時 平成11年10月8日 午後2時から</p> <p>3 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂</p> <p>4 遵守事項 傍聴者は、別に定める鳥取県建設工事入札傍聴要領を遵守すること。</p> <p>5 問合せ先 鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号 0857-26-7347)</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成11年10月1日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳</p> <p>1 講習の種類及び受講対象者 経験者講習 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。 (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者 (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの</p> <p>2 開催の日時及び場所</p>
--	---

種別	区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習		平成11年11月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各 警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑